

商標権侵害の回避と否定の理論と実務 「商標の類似」と「商標の変更」

～どこまで商標を変更すれば侵害にならないか～

平成28年12月2日(金) 10:00～17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆商品の販売前、販売後に類似する登録商標が発見された場合、どのように対応するかは企業の悩みどころとなっています。
- ◆このような場面に直面した場合、法律上・実務上、どのような対応策がとれるのか、「商標の変更」の方法論を中心に分かりやすく解説します。
- ◆本講座を通じて、商標調査の際の商標の類否判断のスキルもアップすることができます。
- ◆商標権侵害の要件、商標の類似に関する基本判決、商標を変更した会社の事例について説明します。そして、本講座のクライマックスとして、どのように商標を変更すれば侵害になり、または、侵害にならないかについて、黒、白、灰色に分けて、最新の裁判例に基づき解説します。
- ◆具体的には、語頭または語尾に別の語を付加する場合、別の漢字にする場合、図形を付加する場合、日本語を英語にする場合、商号商標とする場合等23のバリエーションに分けて解説します。
- ◆また、どのように商標を変更すれば、識別性の要件をクリアーできるかについても解説します。
- ◆最後に、商標権侵害を否定する方法として、商標法26条、商標的使用理論(商標法26条との役割分担)、権利濫用、準用特許法104条の3、先使用権の概要と裁判例を紹介します。

<講座内容>

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| I 商標権侵害の要件と解説 | VII 商標権侵害を否定する方法 |
| II 商標の類似・商品の類似に関する基本判決等 | 1. 商品・役務非類似 |
| III 商標を変更した会社 | 2. 商標的使用論(商標法26条との関係) |
| IV 商標の類似と商標の変更(成功例と失敗例) | 3. 商標法26条 |
| 23のバリエーションを、白、黒、灰色に分けて解説 | 4. 権利濫用・準用特許法104条の3 |
| V 識別性と商標の変更 | 5. 先使用権 |
| どのように商標を変更すれば識別性の要件をクリアーできるか。 | VIII オリンピックと商標法及び不正競争防止法 |
| VI 商標変更のタイミング | IX 米国における商標権侵害判断基準の日本上陸 |

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◇本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

◆日時：平成28年12月2日(金) 10:00～17:00

◆会場：発明会館7階 研修ルーム

◆定員：50名

◆講師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円(※消費税8%込み)

◆申込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)